

【資料編】

VIII 東京都等の基地対策

4 全国知事会

資料 122

令和8年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望）（令和7年7月24日）

※ 「基地対策の推進について」の箇所を抜粋

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成30年7月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年7月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和2年11月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年12月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年7月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

（１）米軍機の飛行等について

飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。

ア 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。

イ 米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。

ウ 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

エ 米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

オ 事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

(2) 日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

(3) 米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成29年1月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(4) 基地周辺における措置等について

- ア 飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- イ 米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。
- ウ 基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。
- エ 平成27年9月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。
- オ 基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

(5) 基地の整理・縮小・返還について

- ア 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。
- イ 返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

(6) 重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

資料 123

米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めました。

その結果、

- ① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。
- ② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。
- ③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。
- ④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。
- ⑤ 沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、**訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供**を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 **日米地位協定を抜本的に見直し**、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による**事件・事故**に対し、**具体的かつ実効的な防止策**を提示し、継続的に取組みを進めること
また、飛行場周辺における**航空機騒音規制措置**については、**周辺住民の実質的な負担軽減**が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成30年7月27日

全国知事会

資料 124

米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

研究会終了後の平成30年7月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきました。

また、令和元年7月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところです。

一方、国では、同年7月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われております。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、平成30年7月の提言内容が実現したとは言い難い状況です。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

1 飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること

米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと

また、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること

2 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること

3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること

また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと

4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

5 在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること

令和2年11月5日

全国知事会